

令和5年度  
財政援助団体等監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

## 第1 監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

### 1 監査の期間

令和5年8月25日から令和5年9月28日まで

監査委員監査 令和5年9月28日

### 2 監査の対象

(1) 袖ヶ浦公園管理組合

(2) 百目木公園管理組合

### 3 監査の実施場所

袖ヶ浦市役所

### 4 監査の範囲

令和4年度の財政的援助に係る会計その他の事務の執行状況

(1) 袖ヶ浦公園管理組合指定管理料 45,692千円

(2) 百目木公園管理組合指定管理料 24,080千円

### 5 監査の着眼点と方法等

#### (1) 監査の着眼点

##### ア 指定管理者

(ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(イ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

また、自主事業との会計経理は明確になっているか。

(ウ) 備品の管理は適正に行われているか。

(エ) 施設の管理運営は適正に行われているか。

##### イ 所管課

(都市整備課)

(ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示を行っているか。

(ウ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(2) 監査の実施内容

袖ヶ浦公園管理組合及び百目木公園管理組合の指定管理料に係る会計その他の事務の執行について、両組合から提出された資料及び提示のあった会計関係帳票その他関係資料に基づいて、関係職員から説明を受けるとともに、事務事業の実施状況などについて、質問その他必要と認めた監査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 袖ヶ浦公園管理組合

#### (1) 役員 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

( 単 位 : 人 )

組合長	副組合長	会計	理事	監事	計
1	1	1	2	2	7

#### (2) 職員 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

職員 22 名 ( 一般職・作業員 ) 19 名 ( 事務職 ) 3 名

#### (3) 財務 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

( 単 位 : 千 円 )

	内 訳	予 算 額	実 績 額
収入	指定管理料	45,692	45,692
	利用料金	201	50
収入合計		45,893	45,742
支出	人件費	31,452	27,813
	事務費 (事務経費含む)	3,390	4,093
	施設管理費 (光熱水費等)	4,560	4,765
	施設管理費 (保守管理費等)	3,470	5,309
	施設管理費 (外部委託費等)	3,000	3,252
	その他	21	143
支出合計		45,893	45,375

#### (4) 事務事業の概要

袖ヶ浦公園は、市民に憩いと安らぎのある場を提供することを目的に、昭和49年に総合公園として開園した。上池と下池の二つの池をもち、広さは25.2haの一年中花と緑にあふれた公園である。

袖ヶ浦公園管理組合は、総合公園である袖ヶ浦公園の維持や管理を目的として組織された団体である。指定管理の事業として、除草作業や清掃作業など日常的な管理業務を行い、遊具の定期点検といった法令にも基づく点検は外部委託により実施している。また自主事業として花菖蒲まつりを実施し、

管理が難しいとされる花菖蒲の栽培においては蓄積されたノウハウにより来園者の期待に応えているほか、公園まつりなどを開催し市民の公園利用を促進している。

(5) 監査の結果

袖ヶ浦公園管理組合の指定管理料に係る会計、自主事業に係る会計及びその他の事務の執行におおむね適正に処理されていると認められた。今後の更なる事務適正化等に資するため、次のとおり意見を付する。

・備品台帳の整理

備品台帳について、担当課の備品台帳と組合の備品台帳とで相互に確認をしていないとのことから、次回の指定管理者の募集時期を目途として備品台帳の整理を実施されたい。

## 2 百目木公園管理組合

### (1) 役員 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

( 単 位 : 人 )

理事組合長	理事副組合長	理事庶務会計	理 事	監 事	計
1	1	1	2	2	7

### (2) 職 員 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

職 員 1 5 名 ( 園 内 作 業 や 窓 口 な ど を 担 当 す る 職 員 )

### (3) 財 務 の 状 況 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

( 単 位 : 千 円 )

	内 訳	予 算 額	実 績 額
収 入	指定管理料	24,080	24,080
	利用料金	1	30
収 入 合 計		24,081	24,110
支 出	人件費	15,017	15,691
	事務費 (事務経費含む)	1,140	1,180
	施設管理費 (光熱水費等)	5,750	5,840
	施設管理費 (保守管理費等)	580	566
	施設管理費 (外部委託費等)	1,500	1,134
	その他	94	51
支 出 合 計		24,081	24,462

### (4) 事 務 事 業 の 概 要

百目木公園は、市民に憩いと安らぎのある場を提供することを目的に、昭和55年に地区公園として開園し、野球もできる多目的広場、ゲートボール場、テニスコート、プールと四季を通じてスポーツが楽しめる公園である。

百目木公園管理組合は市の依頼を受け地域住民で組織された管理組合である。指定管理の事業として、除草作業や清掃作業など日常的な管理業務を行い、浄化槽の点検といった法令にも基づく点検は外部委託により実施している。このほか、自主事業として百目木公園まつりの開催やドッグランを設置するなど、百目木公園を憩いと安らぎを提供する魅力ある安心安全な公園として運営している。

(5) 監査の結果

百目木管理組合の指定管理料に係る会計、自主事業に係る会計及びその他の事務の執行におおむね適正に処理されていると認められた。今後の更なる事務適正化等に資するため、次のとおり意見を付する。

・ 公金収納事務委託

収納事務委託契約を締結していない百目木公園プール使用料の収納事務を行っていることが確認された。使用料等の収納事務を行う場合、地方自治法施行令第158条第1項及び袖ヶ浦市財務規則第52条により、公金収納事務委託契約の締結が必要であり、事務の適正化を求めるものである。

・ 備品台帳の整理

備品台帳について、担当課の備品台帳と組合の備品台帳とで相互に確認をしていないとのことから、次回の指定管理者の募集時期を目途として備品台帳の整理を実施されたい。